

告 示 第 2 1 9 号

令和 7 年 2 月 2 1 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市保健・急病センターで使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格に係る公告事項の変更について（公告）

令和 7 年 2 月 1 4 日付け告示第 1 4 7 号により公告した鹿児島市保健・急病センターで使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札に係る入札に参加する者に必要な資格に関する事項に係る公告事項を次のとおり変更したので公告します。

記

1 変更事項

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2 変更の内容

変更前	変更後
<p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) ～(7) 略す</p> <p>(8) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 令和<u>5</u>年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算</p>	<p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) ～(7) 略す</p> <p>(8) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 令和<u>4</u>年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算</p>

定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。)が $0.486 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ (以下「基準値」という。)以下であること。

イ 令和5年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、本市の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書を購入し、本市に無償で譲渡できること。

ウ 令和6年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和7年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数(電気事業者がそれぞれ供給(小売り)した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号)別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給(小売り)した電力量で除したもの)が基準値以下であり、かつ、令和6年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

(9)～(13) 略す

定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。)が $0.486 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ (以下「基準値」という。)以下であること。

イ 令和4年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、本市の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書を購入し、本市に無償で譲渡できること。

ウ 令和5年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和6年3月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数(電気事業者がそれぞれ供給(小売り)した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号)別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給(小売り)した電力量で除したもの)が基準値以下であり、かつ、令和5年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

エ 令和6年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和7年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実

	<p><u>排出係数が基準値以下であり、かつ、令和6年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。</u></p> <p>(9) ～(13) 略す</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------